

2020年度 公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者養成講習会 バレーボール競技指導者「コーチ1」養成講習会 専門科目 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、バレーボール競技の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたりとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本バレーボール協会

3. 主管 公益財団法人兵庫県体育協会 兵庫県バレーボール協会

4. カリキュラム

規定に定める専門科目 20 時間を実施する。

※ 兵庫県バレーボール協会が主管して実施する。

※ 講習及び試験の免除措置については、8. にある日本バレーボール協会が定める基準による。

5. 開催期日・開催場所・日程

(1) 開催期日 2020年12月6日(日)・12日(土)・13日(日)の3日間を予定

(2) 開催場所 神戸市立須磨翔風高等学校 (予定)

〒654-0155 神戸市須磨区西落合 1-1-5 TEL : 078-798-4155

神戸市営地下鉄 名谷駅下車 西へ 500m

※ 校内に駐車することはできませんので、交通機関をご利用ください。

※ 初日の12月6日(日)は、9時までにご集合ください。

(3) 日程及び講師 日程は受講決定後、各受講者に送付する。講師は日本バレーボール協会公認講師が担当する。

6. 受講料

専門科目：15,120円 (税込)

7. 受講者について

各都道府県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、NHK学園または各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内(受講開始年度を含め4年間)に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会教育研修部会で審査し受講が取り消される。

8. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により専門科目の講習の一部を免除することができる。免除に関する詳細は、次の通りとする。

日本バレーボール協会が主催した指導者講習会・研修会を受講したもの。

(1) 平成30年度までに全国小学生指導者研修会（一次講習会）を終了したものは、次に挙げる専門科目の講習（10時間）を免除する。

1. 種目の特性に応じた基礎理論

③ 初心者導入法 (集合2時間)

④ バレーボールの技術論（基本） (集合2時間)

3. 指導実習

① ウォーミングアップとクーリングダウン実習 (集合1時間)

② 基本技術（守備・攻撃）の指導実習 (集合3時間)

③ 練習計画の立案 (集合2時間)

(2) 令和元年度までに全国小学生指導者研修会（一次講習会）を終了したものは、次に挙げる専門科目の講習（18時間）を免除する。

1. 種目の特性に応じた基礎理論

② 日本バレーボールの歴史 (集合2時間)

2. 実技

④ 基本技術実習（攻撃） (集合3時間)

⑤ 基本技術実習（守備） (集合3時間)

(3) 日本バレーボール協会公認審判員の資格を有する者は、専門科目のうち、「1. 種目の特性に応じた基礎理論」の「⑤ 6・9人制のルール」（集合2時間）を免除する。

9. 検定・審査

専門科目講習に基づく、検定・審査を実施する。

(1) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、日本バレーボール協会指導者育成担当委員会において審査する。

(2) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

10. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、本会あるいは日本バレーボール協会の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

11. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。